

## 令和7年度 特別支援教育就学奨励制度及び就学援助制度のお知らせ

山鹿市では、下記の特別支援教育就学奨励制度（就学奨励費）、就学援助制度の2つの制度により、小・中学校の学用品、学校給食費など就学に必要な費用の一部を支給しています。下記の内容を確認いただき、申請書の提出をお願いします。なお、前年度に特別支援教育就学奨励制度又は就学援助制度を受けていた方も、毎年度の申請が必要になります。

### ◎ 特別支援教育就学奨励制度・就学援助制度について

#### 特別支援教育就学奨励制度

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資することを目的として、学用品費等など就学に必要な費用の一部を支給する制度

#### 就学援助制度

経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を援助する制度

### ◎ 申請について

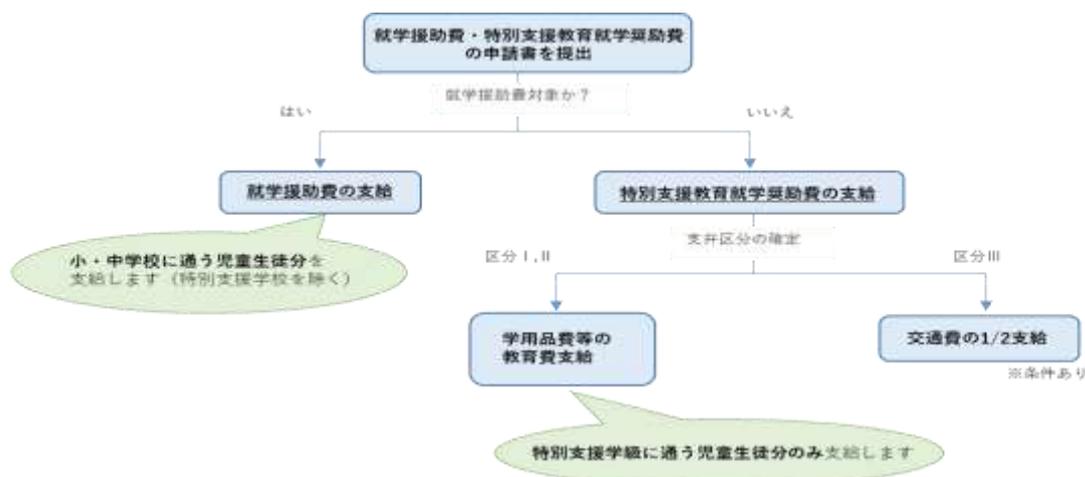
申請は、「令和7年度 就学援助費及び就学奨励費申請書（兼同意書）」をご提出ください。

就学援助費を受給するには、所得審査など一定の認定要件がありますが、世帯の状況によっては特別支援教育就学奨励費よりも支給額が高くなる場合がありますので、併せて申請ください。

就学援助費の要件に該当しない場合は、特別支援教育就学奨励費の審査に移行しますので、改めて申請書を提出する必要はありません。

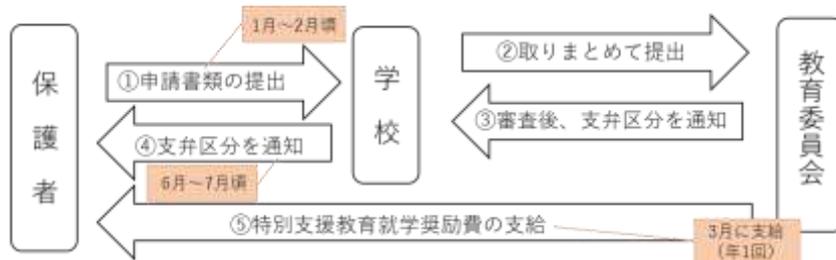
**※特別支援教育就学奨励費と就学援助費の両方に該当があつた場合でも、重複受給はできません。**

《就学援助費・特別支援教育就学奨励費の両方にチェックをつけた場合》



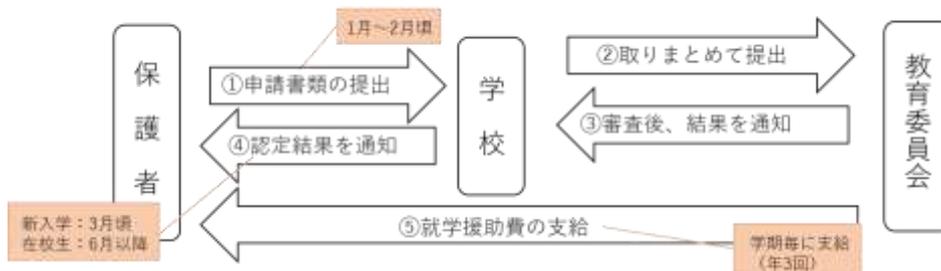
## ◎申請後の流れについて

### 《特別支援教育就学奨励費》



※最新年度所得で審査します  
(6月以降)

### 《就学援助費》



※新入学学用品費：前年度所得  
その他費目：最新年度所得  
で審査します

## ◎就学援助制度と特別支援教育就学奨励制度の比較（概要）

支給区分	特別支援教育就学奨励費	就学援助費
1. 対象世帯	※1	※2
2. 支給費目	新入学児童生徒学用品・通学用品費 (新1年生のみ) 学用品・通学用品費(2年生以上)、 校外活動費、修学旅行費、学校給食費、 通学費(※条件あり)	新入学児童生徒学用品費 (新1年生のみ) 学用品費、通学用品費(2年生以上)、 校外活動費、修学旅行費、学校給食費
3. 支給金額 (1年間)	小学校：新1年生…50,000円程度 2年生以上…30,000円程度 中学校：新1年生…70,000円程度 2年生以上 40,000円程度	小学校：新1年生…100,000円程度 2年生以上…60,000円程度 中学校：新1年生…140,000円程度 2年生以上…80,000円程度
4. 提出書類	申請書、申請者の通帳の写し(表紙を開いたページ)	申請書、認定要件に応じた証明書類、 申請者の通帳の写し(表紙を開いたページ)
5. 審査方法	最新の課税状況で審査し、支弁区分(I, II, III)を決定します (支弁区分IIIは通学費のみ支給)	認定要件に応じて審査します
6. 支給時期	年に1回支給します	年3回(学期ごと)に分けて支給します

※修学旅行や校外活動があった場合は、金額に応じて支給します。

(就学援助費及び特別支援教育就学奨励費共に限度額あり)

## ◎特別支援教育就学奨励費の対象者について（※1）

- ① 特別支援学級に在籍する児童生徒を持つ保護者等の属する世帯
- ② 通級指導教室等に通級し、又は、通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒を持つ保護者等の属する世帯
- ③ 通級指導教室に通う児童生徒を持つ保護者等の属する世帯  
（③の世帯については、通学費のみ）

## ◎就学援助費の対象者について（※2）

山鹿市内に住所があり、同市立小・中学校に在籍する予定の児童生徒の保護者で、次の認定要件のいずれか一つに当てはまる世帯

	認定要件	申請に必要な証明書類
①	前年度又は本年度に生活保護の停止・廃止を受けた	「生活保護停止・廃止決定通知書」の写し
②	同居又は生計を一にする家族全員の市民税が非課税・減免、または個人事業税、固定資産税の減免を受けている	固定資産税の減免の場合は、減免の決定書の写し
③	同居又は生計を一にする家族全員の国民年金保険料の1/2以上の免除を受けている	年金機構発行の「国民年金保険料免除申請決定通知書」の写し
④	同居又は生計を一にする家族全員の国民健康保険税の減免、又は徴収の猶予を受けている	「国民健康保険税減免決定通知書」の写し
⑤	児童扶養手当の支給を受けている	「児童扶養手当証書」の写し
⑥	生活福祉資金による貸付を受けている	「貸付証明書」の写し
⑦	世帯の主たる収入者が職業安定所登録日雇労働をしている	「雇用保険日雇労働被保険者手帳」又は「雇用保険受給資格者証」の写し
⑧	その他経済的に困窮し、学用品等の購入、又は学校納付金の支払いに困っている	

## ◎ 注意事項

- ①特別支援教育就学奨励費又は就学援助費の②及び⑧の要件にて申請される方で、令和7年1月1日現在の住所が山鹿市外の方は、「市県民税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）」が必要になります。
- ②審査の結果、申請者全員が必ず認定を受けられるとは限りません。また、再度証明書類の提出をお願いする場合があります。
- ③住民票上は別世帯であっても、生計を一にしている場合は、同一世帯と判断し審査します。単身赴任等で同居していない場合も生計を一にしている場合は記入をお願いします。
- ④世帯状況が変更となった場合は学校へご連絡ください。再度申請書の提出をお願いする場合があります。
- ⑤小・中学校の両方に在学する場合は、小学校へ提出ください。
- ⑥申請者名、請求者名、振込口座名義は同一のものとしてください。
- ⑦原則として振込先口座へ支給しますが、校納金等に未納が生じた場合には、学校口座への振込みとし、未納分を充当させていただくことがあります。

.....  
<お問い合わせ先>

各小中学校事務室

山鹿市教育委員会 学校教育課 教育支援係 TEL 43-1638